

第 5 0 号 議 案

足立区介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 2 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区介護保険条例の一部を改正する条例

足立区介護保険条例（平成 1 2 年足立区条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条各号列記以外の部分中「平成 2 7 年度から平成 2 9 年度まで」を「平成 3 0 年度から平成 3 2 年度まで」に改め、同条第 1 号中「3 万 3 , 4 8 0 円」を「3 万 5 , 6 4 0 円」に改め、同条第 2 号中「4 万 8 , 2 4 0 円」を「5 万 1 , 3 6 0 円」に改め、同条第 3 号中「5 万 5 , 6 8 0 円」を「5 万 9 , 2 8 0 円」に改め、同条第 4 号中「6 万 4 , 5 6 0 円」を「6 万 8 , 7 6 0 円」に改め、同条第 5 号中「7 万 4 , 1 6 0 円」を「7 万 8 , 9 6 0 円」に改め、同条第 6 号中「8 万 1 6 0 円」を「8 万 5 , 3 2 0 円」に改め、同号ア中「という。）」の次に「(租税特別措置法(昭和 3 2 年法律第 2 6 号)第 3 3 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 3 4 条第 1 項、第 3 4 条の 2 第 1 項、第 3 4 条の 3 第 1 項、第 3 5 条第 1 項、第 3 5 条の 2 第 1 項又は第 3 6 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 3 8 条第 4 項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この条において同じ。）」を加え、同条第 7 号中「8 万 9 , 7 6 0 円」を「9 万 5 , 6 4 0 円」に改め、同号ア中「1 9 0 万円未満」を「2 0 0 万円未満」に改め、同条第 8 号中「1 0 万 3 , 9 2 0 円」を「1 1 万 6 4 0 円」に改め、同号ア中「1 9 0 万円以上 2 9 0 万円未満」を「2 0 0 万円以上 3 0 0 万円未満」に改め、同条第 9 号中「1 0 万 7 , 6 4 0 円」を「1 1 万 4 , 6 0 0 円」に改め、同号ア中「2 9 0 万円以上」を「3 0 0 万円以上」に改め、同条第 1 0 号中「1 1 万

520円」を「11万7,720円」に改め、同条第11号中「13万3,560円」を「14万2,200円」に改め、同条第12号中「14万8,320円」を「15万7,920円」に改め、同条第13号中「17万640円」を「18万1,680円」に改め、同条第14号中「20万280円」を「21万3,240円」に改める。

第25条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第25条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の足立区介護保険条例第12条の規定は、平成30年度分からの保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

保険料率を改定するほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。